

令和8年8月の大雨による被害を受けられた方へ
県税の軽減措置等に関するご案内

災害により被害を受けられた方は、地方税法および福井県県税条例の規定に基づき、県税について、次に掲げる「期限の延長」、「納税の猶予」、「税の減免」の軽減措置等を受けることができます。

1 期限の延長

内容	災害により、県税の申告、申請(下記減免申請含む)または納付などが定められた期限までにできないときに、被災者の申請により、その災害がやんだ日から2月以内に限りその期限を延長します。
----	---

2 納税の猶予

内容	災害により、県税を一時に納付できないと認められる場合には、被災者の申請により、1年以内の期限に限り納税を猶予します。(1年間の延長が可能) 災害による猶予期間の延滞金を免除します。
----	---

3 税の減免

税 目	減免の内容
個人事業税	災害により事業用資産を一定割合以上損失された場合、前年の事業所得が1,000万円以下の方を対象に、その割合に応じて減免します。 また、自己または自己の扶養親族が所有する住宅について、一定割合以上の損害を受けた場合、前年の事業所得が500万円以下の方を対象に、その割合に応じて減免します。 ※災害がやんだ日から30日以内に申請書を提出していただく必要があります。
不動産取得税	災害により所有する不動産が滅失または損壊し、それに代わる不動産を3年以内を取得した場合、一定の額を減免します。 ※納期限までに申請書を提出していただく必要があります。 また、取得した直後に不動産が災害により滅失または損壊した場合には、その不動産に対して全額を減免します。 ※災害がやんだ日から1月以内に申請書を提出していただく必要があります。
自動車税	被災した自動車の修繕に要する費用が一定額を超える場合、その自動車の年税額の2分の1を減免します。 ※災害がやんだ日から30日以内に申請書を提出していただく必要があります。 また、修理せず廃車する場合は、確実に抹消登録をお願いします。

福井県税事務所の各窓口・お問合せ先

区 分		窓 口	電話番号
課税に関すること	法人二税に関すること	課税第一課	0776-21-8271
	個人事業税に関すること		0776-21-2512
	自動車税に関すること	課税第二課	0776-21-8274
	不動産取得税に関すること		0776-21-8273
納税に関すること		納税課	0776-21-0011~15

嶺南振興局税務部の各窓口・お問合せ先

区 分	窓 口	電話番号
課税に関すること	課税課	0770-56-2223
納税に関すること	管理納税課	0770-56-2222

なお、県税の軽減措置等に関する書類の受理のみ、以下の窓口で受け付けております。（県税の軽減措置等に関する詳しい内容については、上記窓口までお問い合わせください。）

区 分	窓 口	住所
坂井地区	坂井県税相談室	坂井市三国町水居17-45
奥越地区	奥越県税相談室	大野市友江11-10
丹南地区	丹南県税相談室	越前市上太田町41-5
二州地区	二州県税相談室	敦賀市中央1丁目7-42